

## 2026年度 法曹コース

### 1. 募集要項

2026年12月上旬、「立教時間」に掲載し、法学部よりSPIRITメールにて案内予定。

### 2. 退出について

履修要項に記載した通り、下記に掲げる者は、翌年度以降、法曹コースに所属することができない。

- 1) 法曹コースに在籍して2学期を経過した時点（奇数学期において半期休学をした者については3学期を終了した時点）で以下に掲げる科目の合計修得単位が20単位に満たない者。

#### 【対象科目】

「憲法（2）」「行政法1」「民法（2）」「刑法（2）」「商法（1）」「商法（2）」

「民事訴訟法（1）」「刑事訴訟法」

- 2) 在学期間が8学期を超えた者（NEXUSプログラム生は9学期を超えた者）
- 3) 所定の期限までに登録料を納付しなかった者
- 4) 4年次（在学8学期末，NEXUSプログラム生は9学期目末）までに法曹コースの修了に必要な所定の単位を修得していない者。

該当する者のうち、法学科（法曹コースではない）の修了に必要な所定の単位を修得している場合、法学科生（法曹コースではない）として卒業することとなる。

※法曹コースを修了する見込みが立たない者は、4年次以降の秋学期は卒業見込証明書が発行されない。法学科生としての卒業見込証明書が必要な場合には、時間的余裕をもって教務事務センターまで申し出ること。

※2025年度以降の入学者は、以下の退出要件が追加される。

法曹コースに在籍して2学期を経過した時点（奇数学期において半期休学をした者については3学期を終了した時点）で修得した単位につきGPA2.0未満であること。

### 3. 早期卒業制度

法曹コース所属学生は、3年以上在学して所定の試験に合格し、所定の単位を優秀な成績をもって修得した場合、申請により卒業することができる早期卒業制度がある。

2026年度の早期卒業申請（特別卒業を含む）については、以下を確認すること。

[2026年度 法学部 法学科法曹コース 早期卒業 申請について](#)

### 4. 必修科目の履修辞退

前年度の同学期に休学もしくは国際交流制度・認定校留学制度・法学部留学プログラムにより留学した学生に限り、高年次の必修科目が未修得の低年次必修科目とともに自動登録され、多数の必修科目を同時に履修しなければならず、学習に困難が生じ、効果があがらないことがある。よって、本人の願い出に基づき学部が必要と認めた場合に、当該年度における高年次必修科目の履修辞退を認めることがある。詳細は以下を確認すること。

[2026年度・2027年度 必修科目の履修辞退（法学部法学科法曹コースのみ）](#)

### 5. 発展演習の履修取消

発展演習の履修取消を希望する場合には、以下のフォームより期日までに手続きを行うこと。

【春学期】2026年3月19日（木）～4月1日（水）12：00

【秋学期】2026年8月25日（火）～9月3日（木）16：00

[2026年度 法学部法学科法曹コース自動登録「発展演習」履修取消申請フォーム](#)

以上